

『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、第3回「山の日」記念全国大会（以下「大会」という。）の開催を機に、県の豊かな自然や山の魅力を活かしたこれまでの活動を拡充し、大会への機運醸成や将来にわたり県の豊かな自然や山の魅力の普及啓発に繋がる取組を実施する団体等を支援することを目的に交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。
 - 3 補助事業の実施にあたっては、同表の第6欄に定める基準を満たさなければならない。また、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(審査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額す

るものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、原則として、申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度事業から適用する。
なお本補助金は平成30年度限りとする。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 実施基準	7 重要な変更
機運醸成支援事業	<p>県内市町村又は次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 県内に住所又は活動の本拠を有すること。</p> <p>(2) 組織及び運営に関する規定等が定められていること。</p> <p>(3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。</p> <p>(4) 補助対象経費に他の補助金を活用しないこと。</p>	<p>前年度事業から拡充した部分にかかる経費のうち、補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たす者を除く）、食糧費（事業実施に必要不可欠なもので県が認める場合は除く）、備品購入費等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p>	<p>(市町村) 1/2</p> <p>(その他の団体) 10/10</p>	<p>(市町村) 10万円</p> <p>(その他の団体) 20万円</p>	<p>(1) 平成29年度の開催実績が、事業費20万円以上かつ集客人数100人以上であること。</p> <p>(2) イベント名称等に、『第3回「山の日」記念全国大会開催記念』又はそれに類する冠を付すること。</p>	<p>(1) 本補助金の増額を伴うもの</p> <p>(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金交付申請書

『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類) 3 団体規約、構成員名簿等

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

様式第1号（第4条関係）

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金事業計画書

区 分	内 容
1. 補助事業の種類	機運醸成支援事業
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 事業内容	(①実施予定日、②対象者、参加(予定)人数、③開催場所、④事業概要、⑤前年度からの拡充内容などを記載)
5. 他の補助金の活用の有無	(有 ・ 無) ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
6. 消費税等の納税区分(申請時点)	以下のいずれかに○をしてください。 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

2：下記の書類も提出してください。

- ① 団体規約(規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類)、構成員名簿、年間事業計画書、事業年度予算書など
- ② 事業内容に関するもの(チラシ、計画書など)
- ③ 前年度事業に関するもの(実績概要、収支決算書など)

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第2号（第4条関係）

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	科 目	予算額 (A)	前年度決算額 (B)	差引増減額 (A-B)	積算内訳
拡充部分に係るもの					
	計				
その他					
	合 計				

(支出の部)

(単位：円)

区分	科 目	予算額 (A)	前年度決算額 (B)	差引増減額 (A-B)	積算内訳
拡充部分に係るもの					
	計				
その他					
	合 計				

様

鳥取県知事

印

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金交付要綱（平成30年3月（施行日）日付第 号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

申請者 氏名 印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金事業報告書

区 分	内 容
1. 補助事業の種類	機運醸成支援事業
2. 事業の名称	
3. 事業結果	(①実施日、②参加人数、③開催場所、④事業概要などを記載)
4. 事業成果	(次年度以降の展開などを記載)
5. 他の補助金の活用の有無	(有 ・ 無) ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
6. 消費税等の納税区分（実績時点）	以下のいずれかに○をしてください。 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

2：必要に応じ、下記の書類も提出してください。

（添付書類） 事業内容に関するもの（報告書など）

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第5号（第9条関係）

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	科目	予算額	決算額 (A)	前年度決算額 (B)	差引増減額 (A-B)	摘要
拡充部分に係るもの						
	計					
その他						
	合計					

(支出の部)

(単位：円)

区分	科目	予算額	決算額 (A)	前年度決算額 (B)	差引増減額 (A-B)	摘要
拡充部分に係るもの						
	計					
その他						
	合計					

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名（印）

平成30年度仕入控除税額確定報告書

『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記とおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 交付金の確定額及び交付対象経費の額 | | |
| （1） 交付金の確定額 | 金 | 円 |
| （2） 交付対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額 | | |
| （交付決定控除税額が実績報告を超えるときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方の申告により確定した仕入控除額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。